

諸塚村行財政改革大綱 2021
(令和3～7年度)

令和3年3月

諸 塚 村

「諸塚村行財政改革大綱2021」の策定にあたって

令和2年3月、本村の基本構想・計画となる「第6次諸塚村総合長期計画（第2期諸塚村人口ビジョン・総合戦略）」を策定し、10年先の将来像とその実現に向けた取組を始めました。その計画年次に合わせて、「諸塚村行財政改革大綱」を策定し、村政運営の簡素化、効率化、重点化を図ることで行財政改革を推進してきたところであります。

全国的な課題となっている少子・高齢化や人口減少、国・県の財政状況の悪化等、地方自治体を取り巻く状況はますます厳しさを増していることに加え、AI等情報システムの高度化やSNSの普及、行政需要の多様化等により、今後も効果的な行財政改革に継続して取り組んでいく必要があります。

そのような中、この度、令和3年度～7年度の5年間の計画年次とした「諸塚村行財政改革大綱2021」を策定し、諸塚村行財政改革推進本部を主体としてその取組の強化を図ることとしました。

地方創生や地方分権が推進されている現在、地方自治体が自主自立を継続していくためには、多角的な視点から現状を見直し、独自性のある行政運営に取り組むことが求められています。

激動の時代と言われる近年、その変化を敏感に捉え、本大綱の基本方針である「スリム化・スマート化による自立・持続可能な行財政の確立」の実現に向け、今後も行財政の合理化に努め、創意工夫し、より質の高い行政サービスを提供したいと考えておりますので、村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本大綱の策定にあたり、貴重なご意見やご尽力を賜りました諸塚村行財政改革推進委員をはじめ、多数の関係者の皆様方に厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

諸塚村行財政改革推進本部長

諸塚村長 西川 健

目 次

| | | |
|------|---------------------|----|
| 1 | 行財政改革の基本的な考え方 | 1 |
| (1) | これまでの行財政改革の取り組み | 1 |
| (2) | 本村を取り巻く現状と行財政改革の必要性 | 1 |
| (3) | 行財政改革の基本方針 | 1 |
| (4) | 行財政改革の実施期間 | 1 |
| (5) | 行財政改革の実施計画の策定 | 2 |
| 2 | 行財政改革の実施方針 | 2 |
| (1) | 職員の意識改革 | 2 |
| (2) | 事務・事業の見直し | 2 |
| ① | 事務・事業等の整理合理化 | 2 |
| ② | 補助金等の整理合理化 | 3 |
| ③ | 事務処理の簡素化 | 3 |
| (3) | 組織・機構の見直し | 4 |
| ① | 行政組織の簡素合理化 | 4 |
| ② | 事務・事業の民間委託推進 | 4 |
| (4) | 第三セクター等関係 | 5 |
| (5) | 定員管理及び給与の適正化 | 6 |
| ① | 適正な定員の管理 | 6 |
| ② | 適正な給与の管理 | 6 |
| (6) | 行政情報化の推進 | 7 |
| (7) | 行政運営の公正性確保と透明性の向上 | 8 |
| (8) | 経費の節減合理化と財政の健全化 | 8 |
| ① | 経費の節減合理化 | 8 |
| ② | 財政の健全化 | 9 |
| (9) | 公共施設の設置及び管理運営の合理化 | 9 |
| (10) | 公共工事の適正化及びコスト縮減 | 10 |
| (11) | 広域行政の推進 | 10 |
| (12) | 専門性を持った人材の育成 | 11 |

諸塚村行財政改革大綱 2021

1 行財政改革の基本的な考え方

(1) これまでの行財政改革の取り組み

本村においては、昭和60年に策定した「諸塚村行政改革大綱」にはじまり、改訂を含め、これまで6次にわたり策定した大綱に基づき、行政改革を推進してきた。

平成19年からは、行政改革に加え、財政改革も一体的に推進する必要性から、「諸塚村行財政改革大綱」とし、その実施期間は「諸塚村総合長期計画」の計画目標年次に合わせることとなった。大綱2007は平成19年度から22年度までの4年間であり、大綱2011は「第5次諸塚村総合長期計画」の前半5年間（平成23年度から27年度まで）、大綱2016が後半5年間（平成28年度から32年度（令和2年度）まで）とし、職員の意識改革や事務・事業の見直し等、実施項目を細分化した実施計画を策定し、村政運営の合理化、適正化を図りながら行財政改革に取り組んできた。

(2) 本村を取り巻く現状と行財政改革の必要性

全国的な少子・高齢化と人口減少、経済・財政状況の悪化による地方自治体の厳しい財政状況に加え、地方分権の流れにより、自治体の自主的・自立的な運営が強く求められている。さらに、林業立村を指標とする本村としては、国際目標SDGs（持続可能な開発目標）に対する積極的な取組に努めたい。

今後も、行政に対する需要は多様化することが見込まれ、これに対応するため、課題や対策を具現化し、徹底した行財政改革に取り組むことが必要である。

(3) 行財政改革の基本方針

本大綱においては、住民福祉の向上を第一として、「スリム化・スマート化による自立・持続可能な行財政の確立」を目指す。

(4) 行財政改革の実施期間

本大綱に基づく行財政改革の実施期間は、「第6次諸塚村総合長期計画」（令和2年度～令和11年度）、及び「諸塚村第2期総合戦略」（令和2年度～令和6年度）との関連もあり、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

なお、実施期間を超えて取り組むべき行財政課題に対しては、見直しや改訂を行うとともに、多角的な視点から継続して行財政改革の推進に努めるものとする。

(5) 行財政改革の実施計画の策定

目指す行財政運営を実現するために、行財政改革の基本方針に沿って、具体的内容を記した実施計画を策定する。

2 行財政改革の実施方針

(1) 職員の意識改革

(現状と課題)

行財政課題に対し、限りある財源と職員数で対応するためには、より効率的かつ効果的な行財政運営に努めるとともに、職員一人ひとりが意識を高め、職員間の連携を図り、多様化する行政需要に的確に対応していく必要がある。

(実施方針)

職員一人ひとりが自己啓発に努め、行財政運営に対する高い意識を持つ必要があることから、人材育成の目的や方策等を明確にし、中長期的かつ総合的な観点から職員の能力開発を効果的に推進するよう努める。また、情報セキュリティに対する意識の高揚を図る。

- ア 職員の能力開発・意識改革に努めるとともに、能力の適正な評価を行い、定期的な検証作業を実施する。
- イ 職員研修の充実（宮崎県町村会の研修支援事業や宮崎県市町村職員研修センターとの連携）。
- ウ 研修の対象者やプログラム枠を拡大、平等化を図る。
- エ 自主研修の推進（重要課題については、関係課で連携した研修の実施）。
- オ 情報漏洩防止、メンタルヘルスに関する研修を実施する。

(2) 事務・事業の見直し

① 事務・事業等の整理合理化

(現状と課題)

自主財源比率が低く、財政基盤が脆弱な上に、国・県の財政状況が悪化しており、厳しい財政運営となっている。その中で多様な行政需要に対応するために、徹底した事務・事業の見直しを行い、重点的かつ効率的な財源配分を進める必要がある。

(実施方針)

常に「最小の経費で最大の効果を上げる」ことは、行財政の課題であり、以下の項目を推進するとともに、担当者間での情報共有や全庁的協議での検証作業を実施することで、そのあり方を探求し、整理合理化を行う。

- ア 効率的な収納対策の確立。
- イ 物品の集中管理と再利用に努める。
- ウ 類似事業の統合、事業の整理に努める。
- エ 事務内容、事業の費用対効果の検証を実施する。

② 補助金等の整理合理化

(現状と課題)

歳出予算中において大きな比重を占める補助金等は、産業振興や住民生活上重要なものとなっているが、財政状況が厳しくなっていることもあり、今後はより一層財政運営の見直しを行わなければならない。このため、補助金等については、整理合理化や見直しを徹底して行う必要がある。

(実施方針)

時代に適合した施策を展開するため、補助金等についてはその事業効果等の観点から在り方を検証し、廃止や縮小、統合等も含め、整理合理化を行うとともに、補助年限の設定や定期的な検証を行い、公平化と適正化を図る。また、各事業の補助要綱を再確認し、内容の見直し等に努める。

- ア 類似した補助事業等の見直しを行う。
- イ 事業目的の達成状況及び効果の分析を実施する。
- ウ 補助対象が団体の場合、その決算状況等を確認する。
- エ 新規事業は時限制とし、その効果分析を行う。
- オ 受益者負担割合の見直し、適正化を図る。
- カ 充当できる国・県等補助事業の情報共有と効果的な活用。

③ 事務処理の簡素化

(現状と課題)

従来から国の法律や政令・省令に基づく許認可等の事務について、事務処理の簡素化に努めてきているが、国・県の公文書電子化が進む中、庁内での効率的な電子文書化の促進、地域住民の負担軽減や利便性向上、事務処理の迅速化に努める必要がある。

(実施方針)

住民サービスの向上及び行政事務の迅速化の観点から、事務処理の簡素化及び電子文書の活用促進、また、社会情勢の変化に適合した会議等の在り方の見直しを推進する。

- ア 申請等の簡略化。
- イ 押印の省略範囲の明確化。
- ウ 財務規則及び事務決裁規程の見直し。
- エ 電子文書の活用促進。
- オ 診療所の電子カルテ導入の検討。
- カ 会合等の整理合理化。

(3) 組織・機構の見直し

① 行政組織の簡素合理化

(現状と課題)

行政組織については、統合やスリム化等、行政需要に対応しながら見直しを進めてきたところであるが、正規職員と非正規職員（エバーグリーン職員及び会計年度任用職員）の配置バランス等検討すべき課題があり、これらが住民サービスの低下を招かないよう、より合理的な組織体制を構築する必要がある。

(実施方針)

行政サービスの提供主体にとどまらず、社会情勢等を把握し、的確に対応しなければならない。そのため、組織・機構の見直しを行い、多様化・高度化する行政需要に的確に対応していく。

- ア 行政組織・機構見直しの検討。
- イ 正規職員、非正規職員のバランスの取れた配置の検討。

② 事務・事業の民間委託推進

(現状と課題)

事務・事業の簡素化、整理合理化を図る観点から、公共性、信頼性、経済性を十分に考慮した上で、民間委託（指定管理者制度含む）を推進している。

社会情勢の変化に伴い、行政需要が多様化する中、住民サービスの維持・向上を図るため、事務・事業の民間委託の検討や推進が必要となる。

(実施方針)

行政事務において民間委託が可能なものについては、行政と民間が連携して取り組むための環境づくりを推進するとともに、行政主導で運営されている各種団体の独立性を高めるための支援を行う。

また、既に民間委託（指定管理者制度含む）された事業等については、効率性や経済性、また、住民サービスが十分に提供されているかの点検、指導を行う。

- ア 民間委託の検討と推進。
- イ 指定管理者を含む民間委託事業の評価、指導及び助言を行う。
- ウ 各種団体の自立支援及び促進。

(4) 第三セクター等関係

(現状と課題)

第三セクター等関係団体は、民間の柔軟で効率的な経営手法を活用して、公共的な事業を運営することで、その運営の円滑化が期待されている。

その中でも、(一社)ウッドピア諸塚は、産業振興をはじめ村政に与える影響が大きいことから、運営に係る見直しを随時行ってきている。いずれの団体も、様々な行政支援が必要な状況にあり、今後は自主運営の推進、社会経済情勢の変化に対応したスピード感ある取組体制の構築が必要である。

(実施方針)

第三セクター等については、各団体が自ら運営の効率化等に取り組むべきであるため、各団体の自主性に配慮しながら組織内での適正な給与管理など適切な運営が図られるよう、運営体制の強化及び自立の支援、またその核となる人材の育成が必要である。

- ア 第三セクター等各種団体の自主・自立の促進。
- イ 自主運営の核となる人材の育成。

(5) 定員管理及び給与の適正化

① 適正な定員の管理

(現状と課題)

本村はこれまでも職員数の削減や適正な定員管理に努めてきたが、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に対応すると共に、簡素で効率的な行政体制を構築するためには、今後も適切な職員配置と定員管理を推進する必要がある。

職員数の推移（各年度5月1日現在）

(単位：人)

| 部門 年度 | 一般行政 | 教育部門 | 公営企業 部門 | 合 計 |
|----------|------------|------------|------------|-----|
| 平成28年度 | 46 (3) | 9 (3) | 21 | 76 |
| 平成29年度 | 46 (4) | 9 (3) | 21 | 76 |
| 平成30年度 | 49 (4) | 9 (3) | 22 | 80 |
| 平成31年度 | 47 (3) | 10 (4) | 23 | 80 |
| 令和 2年度 | 49 (5) | 10 (4) | 23 | 82 |

注1) 一般行政の()内は保育士、教育部門の()内は幼稚園教諭の職員数。

また、公営企業部門は診療所をいう。

注2) 村が人件費を支出している県等派遣職員、嘱託職員、再任用職員を含む。

(実施方針)

高度化・多様化する行政需要に対して、限られた職員数で弾力的に対応するため、「諸塚村定員管理計画」を策定し、適正な定員管理に努める。

② 適正な給与の管理

(現状と課題)

職員給与は、人事院勧告等、国・県の動向に対応しながら、適正な数値となるよう管理・運用に努めている。義務的経費であるが、財政への影響も大きいため、住民理解が得られるよう、今後も適正な給与管理が必要である。

※ラスパイレス指数の状況（各年度4月1日現在）

| 年度 \ 区分 | 諸 塚 村 | 県内市町村平均 |
|---------|-------|---------|
| 平成28年度 | 92.0 | 98.7 |
| 平成29年度 | 92.0 | 98.6 |
| 平成30年度 | 92.7 | 98.2 |
| 平成31年度 | 91.7 | 98.3 |
| 令和2年度 | 92.1 | 98.2 |

※ラスパイレス指数：国家公務員との比較で地方公務員の給与水準を表す指数。

（実施方針）

今後も人事院勧告及び国の公務員制度改革の動向を注視するとともに、人事評価制度を実施して、適切な給与管理に反映する。

（6）行政情報化の推進

（現状と課題）

情報通信技術（ICT）は進化が続き、国の未来投資戦略にも Society5.0（現実空間と仮想空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会）について示されている。本村においても、光ファイバー網整備等により情報化社会への対応に努めている。

今後は、整備されたネットワーク環境の有効活用に加え、マイナンバー制度等に対応した行政サービスの向上、事務・事業の迅速化を推進する必要がある。

（実施方針）

総合行政システムの構築を図るとともに、マイナンバー制度のさらなる普及に努め、それに伴う電子化の推進を図り、事務の効率化及び経費の削減に努めるとともに、他の地方公共団体等と連携して各種情報のセキュリティー強化を行う。

また、現行のもろつか光ネット（独自放送含む）を有効活用し、住民への各種行政情報提供等さらなる充実を図る。

- ア 効率化を考慮した総合行政システムの導入。
- イ マイナンバーを活用した電子化の推進。
- ウ AI等最新技術を活用したシステム導入の検討。
- エ もろつか光ネットのさらなる有効活用。
- オ マイナンバー等個人情報保護のための情報セキュリティー強化。

(7) 行政運営の公正性確保と透明性の向上

(現状と課題)

行政運営における公正性の確保と透明性の向上を図るため、行政手続条例及び情報公開条例に基づいた各種手続きの迅速かつ適正な運用に努めてきた。

今後も国の法改正等を注視し、公正かつ透明性の高い行政運営に努める必要がある。

(実施方針)

各種行政手続きの公正性・透明性を確保するため、法及び条例を遵守するとともに、マイナンバー等個人情報の保護に努める。また、村政座談会等を通じ、情報の共有と収集に努め、公正で透明な行政運営に努める。

- ア 行政手続法及び情報公開制度の適切な運用。
- イ より効果的な村政座談会の実施。
- ウ 適正かつ透明性の高い入札・契約制度の推進。
- エ マイナンバー等個人情報の保護。

(8) 経費の節減合理化と財政の健全化

①経費の節減合理化

(現状と課題)

経常経費の縮減は、常に最重要項目として取り組んできているが、今後も持続可能な財政基盤確立のために継続して取り組む必要があり、電算システムの経費等が近年増大しており、今後もさらに事務の効率化と経費節減に努める必要がある。

(実施方針)

自立継続が可能な財政運営のため、全会計項目について再点検し、事業の効率化を図るとともに、後年の維持管理費を考慮したシステム等の取得に努める。また、省エネ・省資源化を計画的に推進する。

- ア 経常経費を含む事業経費の見直し。
- イ 電算システム関係経費の節減を図る。
- ウ 公会計（財務書類）の分析結果活用を検討。
- エ 各種施設の光熱水費等節減対策の検討。
- オ 中古車や低燃費車等、取得費や維持費を考慮した車輛導入の検討。
- カ 再生可能エネルギーへのシフト変更の検討。
- キ 照明の計画的なLED化。
- ク 施設整備において、民有地の場合は購入を推進する。
- ケ 払い下げ可能な土地及び施設について、公平な財産処分を行う。

②財政の健全化

（現状と課題）

国・県の厳しい財政状況により補助金や交付金が削減され、より厳しい財政運営が求められており、中長期的計画による基金の運用・活用、事業の見直しを推進する必要がある。

（実施方針）

補助金や交付金の削減を認識して、住民の理解を得ながら慎重に事務・事業を選択して健全な財政運営に努める。特別な事業等については、計画的に基金の有効活用を検討する。

また、各種事業について効果分析や検証を行い、事業費の抑制に努める。

- ア 村債の適正管理。
- イ 基金の充実と有効活用。
- ウ ふるさと納税制度の推進。
- エ 総事業費の抑制。

（9）公共施設の設置及び管理運営の合理化

（現状と課題）

住民の福祉と文化の向上、教育や産業の振興など、多岐にわたる目的達成のため、村内各種施設の管理運営に努めているが、老朽化等による維持管理費の増大や利用者数減少等の現状を踏まえ、利用料の見直しや管理運営のあり方について検討を行い、より効果的な活用を図る必要がある。

(実施方針)

公共施設等総合管理計画及び個別計画、並びに各種長寿命化計画に沿った計画的な維持管理に努める。また、使用料の見直し、森林公園施設等の有効活用、施設管理の民間委託、高齢化や人口減少により課題となっている村道等の維持管理について継続的に検討を行う。

- ア 各施設使用料の見直し。
- イ 森林公園施設等の有効活用。
- ウ 各種施設の利用・運営状況の検証。
- エ 施設管理の民間委託の推進。
- オ 村道等の維持管理の見直し。
- カ 小・中学校空き教室、閉校後の施設等有効活用の検討。
- キ 公共施設個別計画等の活用。

(10) 公共工事の適正化及びコスト縮減

(現状と課題)

多大な事業費を要する公共工事等については、コスト縮減、事業費の抑制が課題であるが、社会資本の維持や整備は常に必要であり、多角的な視点から事業費の縮減対策に取り組む必要がある。

(実施方針)

社会資本整備は、住民の経済や生活基盤として不可欠であり、経済性を考慮した工法等の検討、建設課での設計内容等の精査により、コスト縮減に努めるとともに、大規模事業については全庁的な協議等により適正な執行に努める。

- ア 経済性を考慮した工法等の検討。
- イ 建設課における設計内容等の精査。
- ウ 大規模事業の計画的かつ適正な執行。

(11) 広域行政の推進

(現状と課題)

村単独では取組が困難とされる事務・事業については、広域連合又は一部事務組合での共同処理や、機関の共同設置により処理を行っている。

少子・高齢化や人口減少の進行により、行政として対処しなければならない課題の増加が予想されるが、その中には単独処理が困難な事案も想定される。また、地方分権の進展により、広域的な処理が求められる分野が増加している。

広域行政の取組状況

| 形態 | 名称 | 構成市町村 | 事務内容 | 設置年月日 |
|---------|----------------------|------------------|-----------------------|-----------------|
| 広域連合 | 日向東臼杵南部 広域連合 | 1市2町2村 | ごみ処理、火葬場の 設置・管理・運営 | 平成13年 4月 |
| 広域連合 | 宮崎県後期高齢者 医療広域連合 | 9市14町3村 | 資格管理、医療給付 、保険料賦課 | 平成19年 3月30日 |
| 一部事務組合 | 入郷地区衛生組合 | 1町2村 | し尿処理 | 昭和47年 4月1日 |
| 一部事務組合 | 北部広域 行政事務組合 | 2市5町2村 | 地域振興、観光振興 | 平成7年 2月3日 |
| 一部事務組合 | 宮崎県北 定住自立圏 | 2市5町2村 | 医療・福祉、産業振 興、観光振興 | 平成22年 1月7日 |
| 一部事務組合 | 日向圏域 定住自立圏 | 1市2町2村 | 医療・福祉、産業振 興、観光振興 | 平成21年 12月18日 |
| 機関の共同設置 | 日向入郷地域 介護認定審査会 | 1市2町2村 | 介護認定 | 平成11年 8月1日 |
| 機関の共同設置 | 東臼杵地区広域 福祉連絡協議会 | 東臼杵福祉事務所 2町2村 | 養護老人ホームの 入所判定等 | 平成5年 4月1日 |
| 機関の共同設置 | 日向入郷地域障害 者給付認定審査会 | 1市2町2村 | 障害者の給付認定 審査 | 平成18年 4月1日 |

(実施方針)

地域の様々な課題を解決し、住民福祉を向上させるため、事務・事業を検証し、村単独では困難であるもの、広域での処理が効果的であるものについては、県あるいは近隣市町村との連携を図り、広域行政を推進する。

- ア 行政事務の広域化の推進。
- イ 廃棄物の広域処理の推進。

(12) 専門性を持った人材の育成

(現状と課題)

行政需要の多様化もあり、行財政運営においてより専門的な知識や技術を有する人材の確保が求められており、今後は各分野においてその育成に取り組む必要がある。

(実施方針)

事務・事業の迅速かつ適正な対応、行政サービスの向上のため、各業種で専門的な知識や技術を有する人材の育成を図る。